

年金受給者の方に統合通知書が発送されます

統合通知書とは「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」が一体となったはがきで、毎年1回6月に発送されます。

<p>年金額改定通知書とは</p> <p>改定された年金額をお知らせするはがきで、年金収入額を確認、証明する書類です。</p> <p>記載内容</p> <p>①国民年金（基礎年金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本額 ・支給停止額 ・年金額 <p>②厚生年金保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本額 ・支給停止額 ・年金額の各金額 <p>③2つの年金額の合計（年額）</p>	<p>年金振込通知書とは</p> <p>6月から翌年4月までの年金の振込額をお知らせするはがきで、特別徴収（天引き）の詳細について確認できる書類です。（途中で支払額が変更になる場合にも送付されます。）</p> <p>記載内容</p> <p>①年金支払額</p> <p>②介護保険料額〔特別徴収額〕</p> <p>③後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）〔特別徴収額〕</p> <p>④所得税額および復興特別所得税額</p> <p>⑤個人住民税額〔特別徴収額〕</p> <p>⑥控除後振込額</p> <p>上記②③および⑤の8月以降の額は、予定額として6月の額が記載されていますので、決定額は、町からの通知をご確認ください。</p>
---	---

各通知書は、基礎年金番号や、金融機関への振込額など、個人情報に記載されていますので、大切に保管してください。

もしも無くしてしまったら

無くしてしまった場合は、ねんきんネット（※1）やねんきんダイヤル（※2）から「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」として再発行可能ですが、発送までに1週間程度かかります。お急ぎの場合は、お近くの年金事務所で再発行手続きを行うと即日交付を受けることができます。

なお、再発行に必要な書類は次のとおりです。

<p>ご本人の場合</p>	<p>：年金番号の分かる書類、本人確認ができる書類</p>
<p>代理人（家族含む）の場合</p>	<p>：ご本人の署名、押印のある委任状、代理人の方の本人確認ができる書類、ご本人の印鑑</p>
<p>家族（委任状なし）の場合</p>	<p>：ご本人が窓口に来られないことが証明できる書類（ご本人の身体障害者手帳や療育手帳等もしくは施設などに入所している場合は施設長の証明（写し可））、申請者（窓口に行く方）の本人確認ができる書類。</p>
<p>注：この場合、その場で再交付を受けることはできません。</p>	

※1 ねんきんネットとは、インターネットを通じてパソコンやスマートフォンから年金情報を確認できるサービスです。詳細は日本年金機構のねんきんネットのページ (http://www.nenkin.go.jp/n_net/) もしくは、平成30年の町広報誌11月号をご確認ください。

※2 ねんきんダイヤル（0570-05-1165）とは、電話による年金相談窓口です。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8813